

議案第 11 号

令和 8 年度館林衛生施設組合一般会計予算

令和 8 年度館林衛生施設組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 824, 005 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50, 000 千円と定める。

令和 8 年 3 月 27 日提出

館林衛生施設組合

管理者 多 田 善 宏